

※参加申込書に添付

令和8年度インバウンド向け商品開発支援事業  
参加事業者が遵守すべき事項等についての留意事項

※（一財）かがわ県産品振興機構が実施する令和8年度インバウンド向け商品開発支援事業において、参加事業者が遵守すべき事項や留意事項を記載しています。記載内容を十分に確認・理解した上で、参加申込書の「注意事項の内容に係る同意」にチェックを入れてください。

1. 商品開発、テストマーケティング等について

- ・開発商品は商品開発会等を通じて決定することから、応募時点の企画内容が必ず採用されるものではありません。
- ・本事業は、県内事業者の新商品開発や既存商品の改良・魅力向上を目的とするものであり、〈BEAMS JAPAN〉とのコラボ商品開発やビームス ジャパン各店での継続的販売を目的とするものではありません。ただし、開発された商品はテストマーケティング終了後、事業者独自の販路で販売することはできます。
- ・商品開発に当たり、ディレクター等から助言や提案を行いますが、商品開発に関する最終判断は事業者の責任となります。
- ・ディレクター等からの助言や提案は開発商品の売上や販路の拡大、及び開発商品に関する法令について適法性の有無を保証するものではありません。
- ・テストマーケティング期間中の販売形態は委託販売となります。販売期間終了後の在庫商品は返品します。※買取りはいたしません。

2. 費用負担

BEAMS JAPAN のディレクター等からのアドバイザー料は無料となりますが、以下の経費は事業者負担となります。

- ・開発経費（試作品製作のほか、安全性検査等必要な試験の実施を含む）
- ・商品開発会等参加に係る旅費
- ・テストマーケティングへの商品納品の際の送料、また販売終了後の返品の際の送料（サンプル及び販促物の送料を含む）
- ・その他、事業者が独自に行う広報・プロモーション等に係る経費

3. 法令遵守及び知的財産権の侵害の禁止等

- ・開発商品に関連する法令（景品表示法、不正競争防止法等）を遵守し、その適法性の確認は事業者の責任で行うものとします。

- ・原材料、材質表示等の全ての表示内容について誤りがないよう事業者が十分に確認するものとします。

- ・事業者は自らの責任において、開発商品の名称、形状、デザイン、パッケージ、技術内容等が第三者の知的財産権を侵害することのないようにし、必要に応じて既存の類似商品や商標の有無等について調査を行うものとします。

- ・法令違反や第三者の知的財産権の侵害、またはそれらのおそれが判明した場合には、県はいかなる時点であっても取組の中止または参加の取消を行う場合があります。なお、取組の中止又は参加の取消を行った場合において、それまでに発生した費用の補償や損害の賠償は行いません。

- ・開発商品に起因して発生した事故や苦情については、事業者の責任と費用負担において対応するものとします。

#### 4. 情報の取扱い及び機密保持

- ・本事業を通じて知り得た株式会社ビームスクリエイティブの知的財産、独自のノウハウ、店舗運営上の機密、並びに他の参加事業者の営業上の秘密を、第三者に開示または漏洩してはなりません。

- ・テストマーケティング等で得られた売上データなど本事業を通じて得られた情報については、県が事業成果の公表や施策の検討等のために使用することがあります。

#### 5. 参加の辞退・取消

- ・参加決定後の辞退（途中での辞退を含む）、大幅な変更は原則として認められません。

- ・事業者が暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員の統制の下にある者であることが判明した場合は、県は参加を取消します。

- ・県による参加取消のほか、事業者の都合によりやむを得ず辞退する場合にあっても、それまでに発生した費用の補償や損害の賠償は行いません。